

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A市所在の社会福祉法人B（以下「社会福祉法人」という。）に採用され、当初は、社会福祉法人が運営する救護施設である「C」において勤務し、平成○年○月○日からは同法人が運営する生活介護施設である「D」において勤務していた。

請求人によれば、平成○年○月○日にDの施設長が交代し、その後、当該施設長による執拗な嫌がらせを受けたことにより、平成○年○月頃、「うつ病エピソード」を発病し、同年○月○日以降、出勤できなくなったという。

なお、請求人は、平成○年○月○日、Eクリニックに受診し「うつ病」と診断されており、以後、同クリニックにおける通院治療を続けていたが、平成○年○月○日、「『抑うつ状態』のため就労困難」である旨の同クリニック作成の診断書を社会福祉法人に提出し、同日以降休業したものである。

請求人は、上記休業はDの施設長によるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）のために精神障害を発病したことが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人は、平成○年○月頃にICD-10診断ガイドラインの「F. 32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病し、寛解や治ゆせずに、遷延化していたと考えるのが妥当と意見している。

当審査会としても、請求人の申述及び本件の経緯から、専門部会の上記意見を妥当と判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を検討すると、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、請求人には発病前6か月間に強い心理的負荷となるような出来事は認められない。また、

請求人が、平成〇年〇月〇日に赴任してきたF施設長からパワハラを受けたことにより、本件疾病を発病した旨主張する件については、本件疾病の発病後のことであり、これを評価することはできない。なお、本件疾病の悪化があったとして請求人の主張するF施設長からのパワハラが「特別な出来事」に該当するか検討したが、一件記録からは、請求人がF施設長から強く叱責された事実があったことなどがうかがえるものの、生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした等に準ずる程度に心理的負荷が極度であったとは認め難いことから、「特別な出来事」に該当するとは認められない。

- (4) したがって、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の強度は「強」には至らず、また、本件疾病の悪化があったとしても、「特別な出来事」に該当する出来事があったものとは認められない。

なお、上記結論に当たっては、一件記録を再度精査したことを念のため付言する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。